

令和7年度 五木村職員採用選考試験募集要項【通年募集】

(保健師 又は 看護師)

1 職種及び採用予定数等

職 種	採 用 予 定 数	勤 務 先 及 び 職 務 内 容
保 健 師 又は 看 護 師	2 人	村長部局に勤務し、保健業務に従事する。

2 受験資格

(1) 年齢及び資格要件

昭和45年4月2日以降に生まれた者で、保健師又は看護師の資格を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できない。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 五木村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験手続

(1) 受付期間

いつでも申し込み可能。

※採用予定者数の確保状況により、予告なく募集を終了する場合があります。

(2) 提出種類

①令和7年度五木村職員採用選考試験申込書

②保健師又は看護師の資格を有していることを証する書類

(3) 申込手続き

五木村役場のホームページ又は五木村役場総務課にて、(2)①の選考試験申込書を取得し、(4)の申込先に提出すること。

(4) 申込先

五木村役場 総務課 電話 0966-37-2211

所在地 熊本県球磨郡五木村甲2672-7 (〒868-0201)

4 選考試験の内容等

(1) 試験の方法

区 分	内 容
個 別 面 接	主として人物、識見等についての個別面接

(2) 日時及び場所

選考試験申込者に対し、個別に案内予定。

5 合格から採用まで

(1) 合格発表については、合格者・不合格者ともに通知するほか、五木村役場に掲示する。

(2) 採用日は、合格者と協議を行い設定する。

(3) 次の事項に該当する場合は、合格を取り消すこととする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 採用候補者として信用を失墜する行為（非違行為）を行った場合

(4) 給与、勤務条件等

ア 初任給

初任給は、原則として五木村一般職の職員の給与に関する条例に基づき支給される。なお、この金額は採用前の学歴や経験等を換算したうえで決定する。このほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給される。

イ 勤務時間

週38時間45分(通常は、午前8時30分から午後5時15分までの勤務で、土曜日、日曜日及び祝日が休み。)

ウ 休暇

年次有給休暇が付与されるほか、負傷又は疾病の場合に与えられる病気休暇、結婚、忌引、出産などの場合には特別休暇がある。

エ 共済制度等

熊本県市町村職員共済組合及び熊本県市町村総合事務組合（退職手当）に加入する。

6 選考試験についての問い合わせ先

五木村役場 総務課 電話 0966-37-2211

所在地 熊本県球磨郡五木村甲2672-7(〒868-0201)